目 次

則

規

○太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正

(再生可能エネルギー室)

(仙台地方振興事務所

(建築宅地課)

告 示 する規則

○土地改良区役員の退任の届出 ○建築士免許の取消し

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札

者の決定

(教育庁高校財務・就学支援室)

規

則

宮

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和五年七月十一日

○宮城県規則第五十八号

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則 (令和四年宮城県規則第六十五号)の一部を次の

うに改正する

第十七条中「、 第一 一十二条第一号」を「並びに第二十二条第一号」に改め、 同条に次の一項を加

2 条例第二十条の規定により、仙台市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

(1)

附

則

行

発 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号電話022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

この規則は、

令和五年十月

一日から施行する。

告

示

取り消した。 ○宮城県告示第四百八十九号

ページ

令和五年七月十一日

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	加 の え よ						四		四 -	-	_		
令和五年七月三日	免許取消年月日												
渡辺	阿部	薄井	平田	相馬	三村	徳佐々木	鈴木	棚橋	篠沢	荒勇	庄司	高橋	氏
和之	達哉	忠	穣彦	功	勝義	義	裕造	聰	吉一	77	勲	孝 雄	名
二級建築士	造建築士の別一級建築士、二												
第五千百七十二	<b>第五千百二十七</b>	第五千百十一号	第五千四十四号	书四千八百二十 第四千八百二十	第四千八百三号	第四千六百七十	第四千六百十号	第四千六百八号	三号 第四千五百八十	<b>号四千四百十八</b>	三号 第四千三百三十	八号 第四千二百四十	登録番号
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	免許取消しの理由												

第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第五千十九号	二級建築士	千葉 清志	令和五年七月三日	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	一号	二級建築士	畑中一男	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	九号 二百九十	二級建築士	守奈須野 正	令和五年七月三日	第三号に該当するため	第七千九百十号	二級建築士	瀬川善悦	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	<b>号四千二百十一</b>	二級建築士	赤沼博	令和五年七月三日	第三号に該当するため	七号 第七千八百九十	二級建築士	高橋栄	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第四千九十一号	二級建築士	東出國明	令和五年七月三日	第三号に該当するため	五号 第七千四百八十	二級建築士	齋藤 幸男	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	五号	二級建築士	加藤 義夫	令和五年七月三日	第三号に該当するため	<b>外号</b> 第七千二百八十	二級建築士	齋藤 雅男	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三千九百二十	二級建築士	菅野 正芳	令和五年七月三日	第三号に該当するため	第七千四十一号	二級建築士	林崎正史	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	四号 第三千八百八十	二級建築士	佐藤弘	令和五年七月三日	第三号に該当するため	第七千十四号	二級建築士	浅野 宗昭	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三千百十七号	二級建築士	佐藤滋	令和五年七月三日	第三号に該当するため	第六千九百五十	二級建築士	藤村康三	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三千百十六号	二級建築士	草刈 睦夫	令和五年七月三日	第三号に該当するため	一号 第六千八百八十	二級建築士	高橋 吉男	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第一万千七百四	二級建築士	赤間 利男	令和五年七月三日	第三号に該当するため	九号 第六千八百二十	二級建築士	渡邊武	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第一万千二百八	二級建築士	小野 兼義	令和五年七月三日	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	三号 第六千七百七十	二級建築士	高橋 曻市	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第一万千六十号	二級建築士	佐藤喜一	令和五年七月三日	第三号に該当するため	第六千七百九号	二級建築士	岩本 公克	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第一万六百六十	二級建築士	大沼洋	令和五年七月三日	第三号に該当するため	<b>号</b> 第六千四百四十	二級建築士	堀越毅	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第一万五十六号	二級建築士	上野 高弘	令和五年七月三日	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	九号 第六千二百八十	二級建築士	庄司 健治	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	<b>第九千七百十一</b>	二級建築士	荒木 陞	令和五年七月三日	第三号に該当するため	三号 第六千二百五十	二級建築士	吉田 芳郎	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	三号第九千四百五十	二級建築士	佐藤 正人	令和五年七月三日	第三号に該当するため	第六千二百一号	二級建築士	佐藤 善通	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第九千四十一号	二級建築士	雄佐々木 秀	令和五年七月三日	第三号に該当するため	四号	二級建築士	高橋 勝之	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	五号 第八千九百九十	二級建築士	小野 敏夫	令和五年七月三日	第三号に該当するため	三号 第五千七百二十	二級建築士	佐々木 勉	令和五年七月三日
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第八千九百三号	二級建築士	白幡 文四	令和五年七月三日	第三号に該当するため	第五千四百五号	二級建築士	黒瀬一夫	令和五年七月三日
第三号に該当するため	一号	7		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第三号に該当するため	四号	3	:	-

令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和 <i>丑</i> 年七月三日
- 柴田 末治	小岩清	狩野 和治	棕澤 武義	阿部喜市	石川一五	佐藤猛	岩田清一	坂田 健寿	佐藤 匡平	大友 誠一	伊藤 清之	小川 重夫	赤間勝治	安熊谷 今朝	恒賀 敏晴	狩野 直養	渡邉和夫	大宮繁	7 情
二二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	二級建築士	
- 第六千六百九十	二号二号五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	第六千四百九十	第五千七百七十	第五千六百三十	第五千六百十一	八号 第四千九百八十	第四千七百九十	- 第四千六百四十	第四千四百四号	第三千八百二十	·	第三千五十四号	<b>号</b> 第千九百三十九	十五号 第一万千二百八	第一万五十四号	第八千四百二十	第八千三百六十	第七千二百七十	八号
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該当するため
会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	
令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	令和五年七月三日	2
——— 村 田 耕	高橋栄治	阿部壽	樋野馨	夫祝 前 富	後藤侑	太田友	渡辺義次	郎根本源	島田利	太田雄	山口貞	山賀秀	大友哲	豊田 律	遠藤忠彦	男小笠原	之河 野部	郎伊勢進	ĺ
一二級建築士	治二級建築士	克 二級建築士	二級建築士	士 二級建築士	二級建築士	友治 二級建築士	次二級建築士	一二級建築士	夫 二級建築士	一二級建築士	(夫) 二級建築士	郎二級建築士	二級建築士	子 二級建築士	彦 二級建築士	三二級建築士	恭二級建築士	二級建築士	- 77 29 -
五号	二号 二号 二号六十	第五千四百七十	第五千二百七十	五号 第四千七百九十	第四千五百六十	七号 第四千五百二十	第四千五百十四	第四千三百四十	第四千三百号	第四千七十六号	第四千五十四号	·	第三千七百八十	四号 第三千七百四十	第三千六百二号	第三千三百十一	八号 第三千二百七十	<b>一</b>	一号
第三号に該当するため建築士法第九条第一項	第三号に該定	第三号に該当建築士法第九	第三号に該当建築士法第九	第三号に該当建築士法第九	第三号に該当する建築士法第九条第	第三号に該当する建築士法第九条第	第三号に該当する	第三号に該当する建築士法第九条第	第三号に該当建築士法第九	第三号に該当する	第三号に該当する建築士法第九条第	第三号に該当							

							(4,
令和五年七月三日							
畑山	松本	泉田	松澤	日野	杉沢	大沼	菅原
滿須	守夫	真幸	信一	勝一	秋 男	健一	良悦
木造建築士	二級建築士						
第七十四号	二号第一万七百八十	<b>号</b> 第一万三百九十	三号 第八千九百八十	<b>号</b> 第八千百五十三	第八千四十号	第六千八百五号	<b>第六千二百八十</b>
第三号に該当するため建築士法第九条第一項							

## ○宮城県告示第四百九十号

改良区役員の退任について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、仙台市大倉川土地 次のとおり届出があった。

令和五年七月十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 髙 橋 義

広

退任した者

宮

令和五年六月三十日	退任年月日
早坂二郎	氏名
仙台市青葉区上愛子字原四番	住
番地理事	所役職名

## 公

告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年七月十一日

1

嘉 浩

宮城県知事 村 井

落札に係る物品又は役務の名称及び数量

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(塩釜高等学校)

式

の 8

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目十五番三号

の 1 東京都千代田区神田練塀町三番地

つ 2

ー の 3 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

の 6

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目十五番三号

つ 5 つ 4

の 7 東京都港区海岸一丁目十四番二十二号

2 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 (田尻さくら高等学校)

式

3 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 (黒川高等学校) 式

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 (亘理高等学校) 式

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 (本吉響高等学校) 一式

5

4

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(工業高等学校) 一式

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 (白石工業高等学校) 式

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(石巻工業高等学校)

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(鹿島台商業高等学校) 一式

9 8 7 6

10

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(登米総合産業高等学校) 一式

葉区本町三丁目八番一号 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校財務・就学支援室 仙台市青

落札者を決定した日

つ 2 令和五年六月九日 の 1

令和五年六月九日

の 3 令和五年六月九日

の 4 令和五年六月九日

一 の 5 令和五年六月九日

の 6 令和五年六月九日

の 7 令和五年六月十三日

ー の 8 令和五年六月九日

の 10 ー の 9 令和五年六月九日 令和五年六月九日

落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

四

FLCS株式会社

株式会社ナリサワ 石巻市駅前北通り二丁目十二番二十七号

日通リース&ファイナンス株式会社 東京都港区海岸一丁目十四番二十二号

株式会社JECC 東京都千代田区丸の内三丁目四番

日通リース&ファイナンス株式会社

(5)	令和5年7月11日	火曜日	宮	城	県		公		報								亨	第41:	9号	
						七 入札の公告を行った日 令和五年五月十九日	六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	一の10 七千八百九十二万九千四百円	一の9 三千五百八十九万八百円	一の8 二千四百万四千二百円	一の7 一億千四百二十四万六千円	一の6 八千八百八十八万二千二百円	一の5 三千八百六十一万円	一の4 三千五百五十七万四千円	一の3 九千八百四十七万二千円	一の2 三千百六十八万円	一の1 一億九十八万円	五 落札金額	一の10 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号	一の9 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号